

2020 年 9 月 16 日

兜 倶 楽 部 各 位

日 本 証 券 業 協 会

パブリックコメントの募集について

本日付で、別紙のとおり、下記の事項についてパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

- 非上場株式の一層の活用のための「店頭有価証券に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

募集期間： 2020 年 9 月 16 日（水）から 2020 年 10 月 15 日（木）17:00 まで
所 管： エクイティ分科会
内 容： 昨今、コーポレートベンチャーキャピタルや海外の政府系ファンド等による非上場企業への投資ニーズやスタートアップ企業をはじめとした非上場企業の資金調達ニーズが高まっており、協会員がこうしたニーズに応えることによって、仲介者としての役割を果たすことが期待されているところである。

新規・成長企業等へのリスクマネーの供給促進については、近年の政府の成長戦略等において掲げられているところであり、このような非上場企業に対する投資及び資金調達環境の変化も踏まえ、今般、「非上場株式の取引等に関するワーキング・グループ」（以下「本WG」という。）における検討を経て、自ら企業価値評価等が可能な特定投資家への店頭有価証券の投資勧誘規制を整備するための「店頭有価証券に関する規則」の一部改正を行うこととする。

また、昨年 8 月、株主コミュニティ制度の利活用に向けた「株主コミュニティに関する規則」の一部改正を行ったところであるが、同制度の更なる利活用に向け、同制度を利用した資金調達及び上場廃止銘柄の取扱いを円滑に行いやすくするため、本WGにおける検討を踏まえ「株主コミュニティに関する規則」の一部改正を行うこととする。

パブリックコメントの募集方法

郵便又は専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

日本証券業協会 エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=33>

○本件に関するお問い合わせ先：

自主規制本部 エクイティ市場部 (TEL：03-6665-6770)

以 上

**非上場株式の一層の活用のための「店頭有価証券に関する規則」及び
「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について(案)**

令和 2 年 9 月 16 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

昨今、コーポレートベンチャーキャピタルや海外の政府系ファンド等による非上場企業への投資ニーズやスタートアップ企業をはじめとした非上場企業の資金調達ニーズが高まっており、協会員がこうしたニーズに応えることによって、仲介者としての役割を果たすことが期待されているところである。

新規・成長企業等へのリスクマネーの供給促進については、近年の政府の成長戦略等において掲げられているところであり、このような非上場企業に対する投資及び資金調達環境の変化も踏まえ、今般、「非上場株式の取引等に関するワーキング・グループ」(以下「本WG」という。)における検討を経て、自ら企業価値評価等が可能な特定投資家への店頭有価証券の投資勧誘規制を整備するための「店頭有価証券に関する規則」の一部改正を行うこととする。

また、昨年 8 月、株主コミュニティ制度の利活用に向けた「株主コミュニティに関する規則」の一部改正を行ったところであるが、同制度の更なる利活用に向け、同制度を利用した資金調達及び上場廃止銘柄の取扱いを円滑に行いやすくするため、本WGにおける検討を踏まえ「株主コミュニティに関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

- (1) 企業価値評価等が可能な特定投資家に対して店頭有価証券の投資勧誘を行うことができることとし、そのために必要な規定を整備する。
(第 4 条の 2)
- (2) 適格機関投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘について、本協会への事後報告を義務付ける。
(第 4 条第 4 項)
- (3) 店頭取扱有価証券の投資勧誘について、本協会への事前の届出を事後報告に変更する。
(第 6 条第 1 項及び第 4 項)
- (4) その他所要の整備を図る。

2. 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

- (1) 株主コミュニティへの参加に関する勧誘が可能となる者（参加勧誘対象者）を拡充する。（第9条第2項）
- (2) 株主コミュニティ銘柄に関する公表可能情報を拡充する一方で、私募等の取扱い等を行う旨の公表は不要とする。（第12条）
- (3) 株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等に関する勧誘資料の明確化を図るとともに、私募等の取扱い等を行う場合の必要事項を定める。
（第13条第2号へ及びト、第16条の2第1項から第3項）
- (4) 参加勧誘対象者に対する少人数私募を行う場合については、株主コミュニティに参加することを取得の条件として、株主コミュニティ参加者以外への投資勧誘を可能とする。（第16条の3）
- (5) 上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る投資勧誘の特例を新設し、そのために必要な規定を整備する。（第32条から第34条）
- (6) その他所要の整備を図る。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和2年12月1日から施行する。

以 上

パブリックコメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：令和2年9月16日(水)から令和2年10月15日(木)17:00まで（必着）

② 提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。

郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

日本証券業協会 エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=33>

(2) 意見の記入要領

次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）
- ③ 会社名（法人又は団体としてご意見を提出される場合、その名称をご記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について（案）

令和 2 年 9 月 16 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（店頭有価証券の投資勧誘の禁止） 第 3 条 協会員は、次条から第 4 条の 2 まで、第 6 条、第 8 条、「株主コミュニティに関する規則」又は「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。 （経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘） 第 3 条の 2 （ 現行どおり ） 2 ～ 8 （ 現行どおり ） （ 削 る ） （店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘） 第 4 条 協会員は、店頭有価証券に譲渡制限を付すことを取得の条件として、当該店頭有価証券に係る投資勧誘を適格機関投資家（金商法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）に対して行うことができる。 2 ・ 3 （ 現行どおり ） 4 協会員は、第 1 項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。 なお、金融商品仲介業務として同項に基	（店頭有価証券の投資勧誘の禁止） 第 3 条 協会員は、次条、第 4 条、第 6 条若しくは第 8 条、「株主コミュニティに関する規則」又は「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の規定による場合を除き、店頭有価証券については、顧客に対し、投資勧誘を行ってはならない。 （経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘） 第 3 条の 2 （ 省 略 ） 2 ～ 8 （ 省 略 ） 9 <u>第 1 項に基づく投資勧誘を行う場合には、第 4 条及び第 6 条の規定は適用しない。</u> （店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘） 第 4 条 協会員が適格機関投資家（金商法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）に対して投資勧誘を行うことができる店頭有価証券は、<u>取得した店頭有価証券に譲渡制限を付すことを条件として適格機関投資家のみに対して投資勧誘を行うものでなければならない。</u> 2 ・ 3 （ 省 略 ） （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った会員が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。</u> <u>(企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘)</u> <u>第 4 条の 2</u> <u>協会員は、次の各号に掲げる取引を行う場合、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、自らの責任において企業価値評価等を行う能力を有することを当該協会員が認めた者に対して、店頭有価証券に係る投資勧誘を行うことができる。</u> <u>1 金商法第 2 条第 3 項第 2 号ハに規定する取得勧誘に係る取引</u> <u>2 金商法第 2 条第 4 項第 2 号ハに規定する売付け勧誘等に係る取引</u> <u>3 金商法施行令第 1 条の 7 の 3 に規定する取引</u> <u>4 顧客による店頭有価証券の売付け</u> <u>2</u> <u>協会員は、前項に基づく投資勧誘を行う場合には、顧客から次に掲げる事項について書面による表明及び確約を得なければならない。</u> <u>1 顧客は自らの責任において当該店頭有価証券の発行会社に関する企業価値評価等を行い、当該企業価値評価等に基づいて投資を行う旨</u> <u>2 その他各協会員において必要と認</u>	(新 設)

改 正 案	現 行
<u>める事項</u> 3 <u>協会員は、第1項に基づく投資勧誘を行う場合には、当該店頭有価証券の発行会社について、次に掲げる情報を顧客に提供しなければならない。ただし、当該顧客との間で当該情報の提供が不要である旨を確認した場合は、この限りでない。</u> <u>1 企業概要</u> <u>2 事業内容</u> <u>3 財務情報</u> <u>4 私募の取扱いを行う場合にあっては、将来の見通しに関する事項</u> 4 <u>協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った会員が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。</u> (店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第6条 <u>協会員は、店頭取扱有価証券(第2条第4号ロ又はニに該当する店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。)に譲渡制限を付すことを取得の条件として、当該店頭取扱有価証券の募集、売出し(金商法第13条第1項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。)、私募若しくは私売出し(金商法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)(以下「募集等」という。)の取扱い</u>	(店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第6条 <u>協会員が募集、売出し(金商法第13条第1項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。)、私募若しくは私売出し(金商法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)(以下「募集等」という。)の取扱い又は売出し若しくは私売出し(以下「募集等の取扱い等」という。)に際して適格機関投資家以外の顧客に対して投資勧誘を行うことができる店頭取扱有価証券(第2条第</u>

改 正 案	現 行
<u>い又は売出し若しくは私売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）に係る投資勧誘を行うことができる。</u> ２・３ （ 現行どおり ） ４ <u>協会員は、第１項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。</u>なお、金融商品仲介業務として<u>同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った会員が当該特別会員について併せて報告を行うこと</u>で足りる。 （上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘） 第 ８ 条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘（売出しに該当するもののうち、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならない場合を除く。以下この条において同じ。）<u>を行うことができる。</u><u>当該投資勧誘を行おうとする場合には、第 5 条第 2 号イからホまでに掲げる事項を記載した説明書（以下「証券情報等説明書」という。）を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客（特定投資家を除く。以下この条において同じ。）に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。</u>	<u>４号ロ又は二に該当する店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。）は、当該募集等で取得した店頭取扱有価証券に譲渡制限を付すことを条件として投資勧誘を行うものであり、当該協会員から本協会に届出があり、かつ、本協会が適当であると認めたものでなければならない。</u> ２・３ （ 省 略 ） ４ <u>第１項の届出は、当該募集等の取扱い等を開始する日の 5 営業日前までに、所定の様式により、本協会に対し行わなければならない。</u>なお、金融商品仲介業務として募集等の取扱い等を行う場合の特別会員による<u>届出は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行う会員が当該特別会員について併せて届出を行うこと</u>で足りる。 （上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘） 第 ８ 条 協会員は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の投資勧誘（売出しに該当するもののうち、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定により目論見書の作成及び交付をしなければならない場合を除く。以下この条において同じ。）<u>を行おうとする場合には、第 5 条第 2 号イからホまでに掲げる事項を記載した説明書（以下「証券情報等説明書」という。）を作成し、当該店頭取扱有価証券の投資勧誘を行おうとする顧客（特定投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下この条において同じ。）に対し、交付するとともに、その内容について十分説明しなければならない。</u>

改 正 案	現 行
2～4 (現行どおり) (会員間の売買の制限) 第 15 条 会員は、第 3 条の 2、第 4 条、<u>第 4 条の 2、第 6 条及び第 8 条の規定により投資勧誘を行うものを除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。</u> (電磁的方法による交付等) 第 18 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>協会員は、第 4 条の 2 第 2 項に規定する書面による表明及び確約を得ることに代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により表明及び確約を得ることができる。この場合において、当該協会員は、当該書面による表明及び確約を得たものとみなす。</u> (金融商品仲介業者に対する指導及び監督) 第 19 条 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第 3 条、第 3 条の 2 第 1 項から第 6 項及び第 8 項、第 4 条第 1 項及び第 2 項、<u>第 4 条の 2 第 1 項から第 3 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項、第 6 項並びに第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。</u> 付 則	2～4 (省 略) (会員間の売買の制限) 第 15 条 会員は、第 3 条の 2、第 4 条、第 6 条及び第 8 条の規定により投資勧誘を行うものを除き、店頭有価証券については、会員間の流通を目的とする店頭取引を行ってはならない。 (電磁的方法による交付等) 第 18 条 (省 略) 2 (省 略) (新 設) (金融商品仲介業者に対する指導及び監督) 第 19 条 会員は、委託先の金融商品仲介業者に対し、第 3 条、第 3 条の 2 第 1 項から第 6 項及び第 8 項、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項、第 6 項並びに第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。

改 正 案	現 行
この改正は、令和２年 12 月 1 日から施行する。	

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について（案）

令和 2 年 9 月 16 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止） 第 9 条 （ 現行どおり ） 2 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が<u>次のいずれかに該当する者</u>であることを確認できた場合は、この限りでない。 1 <u>当該株主コミュニティ銘柄の保有者</u> 2 <u>当該株主コミュニティ銘柄の発行者の役員又は従業員</u> 3 <u>前2号に掲げる者であった者</u> 4 <u>第2号に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族</u> 5 <u>当該株主コミュニティ銘柄の発行者の被支配会社等（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」という。）第6条第3項に規定する被支配会社等をいう。）又は関係会社（定義府令第7条第2項に規定する関係会社をいう。）の役員又は従業員</u> 3 運営会員は、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。 1 （ 現行どおり ） 2 第14条及び第16条の2第3項の規定に基づく株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報の提供を受け	（株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止） 第 9 条 （ 省 略 ） 2 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が<u>当該株主コミュニティ銘柄の保有者又は当該株主コミュニティ銘柄の発行者の役員若しくは従業員</u>であることを確認できた場合は、この限りでない。 （ 新 設 ） 【9条2項本文から移動】 （ 新 設 ） 【9条2項本文から移動】 （ 新 設 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ） 3 運営会員は、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。 1 （ 省 略 ） 2 第14条の規定に基づく株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報の提供を受ける方法又は当該情報を閲

改 正 案	現 行
る方法又は当該情報を閲覧する方法に関する情報 (株主コミュニティ銘柄に関する情報提供) 第 12 条 運営会員は、次の各号に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報について、公表しなければならない。 1 <u>自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の銘柄名</u> 2・3 (現行どおり) 4 当該株主コミュニティ銘柄に関する募集若しくは売出しの取扱い又は<u>売出し</u>を行っている場合は、その旨及び申込期間 2 <u>運営会員は、次の各号に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報について、公表することができる。運営会員は、これらの情報について公表を行う場合は、当該情報を確認した日及び確認元について、併せて公表しなければならない。</u> 1 <u>発行者の業種</u> 2 <u>発行者の本店所在地</u> 3 <u>発行者の事業概要</u> 4 <u>発行者が金商法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書の提出会社である場合はその旨</u> 3 運営会員は、次の各号に掲げる場合を除き、株主コミュニティ銘柄に関する情報を当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならない。 1 <u>第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる情報を提供する場合</u> 2・3 (現行どおり)	覧する方法に関する情報 (株主コミュニティ銘柄に関する情報提供) 第 12 条 運営会員は、次の各号に掲げる株主コミュニティ銘柄に関する情報について、公表しなければならない。 1 <u>当該運営会員が取り扱う株主コミュニティ銘柄の銘柄名</u> 2・3 (省 略) 4 当該株主コミュニティ銘柄に関する募集等の取扱い等を行っている場合は、その旨及び申込期間 (新 設) 2 運営会員は、次の各号に掲げる場合を除き、株主コミュニティ銘柄に関する情報を当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者に対して提供してはならない。 1 <u>前項各号に掲げる情報を提供する場合</u> 2・3 (省 略)

改 正 案	現 行
(情報の取得) 第 13 条 運営会員は、次の各号に定めるところにより、<u>自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄</u>の発行者に関する情報を取得しなければならない。 1 (現行どおり) 2 運営会員は、前号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。 イ～ホ (現行どおり) へ 募集の取扱いを行う場合にあつては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該募集に係る情報 当該募集に係る募集事項の決定が行われたときから遅滞なく ト 売出しの取扱い又は売出しを行う場合にあつては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該売出しに係る情報 当該売出しの取扱い又は売出しを開始するときまで チ (現行どおり)	(情報の取得) 第 13 条 運営会員は、次の各号に定めるところにより、発行者に関する情報を取得しなければならない。 1 (省 略) 2 運営会員は、前号以外の発行者に関する情報にあっては、次のイからチまでに掲げる情報を、当該イからチまでに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。 イ～ホ (省 略) へ 募集<u>又は私募</u>の取扱いを行う場合にあつては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該募集<u>又は私募</u>に係る情報 当該募集<u>又は私募</u>に係る募集事項の決定が行われたときから遅滞なく ト 売出し若しくは<u>私売出し</u>の取扱い又は売出し<u>若しくは私売出し</u>を行う場合にあつては、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該売出し<u>又は私売出し</u>に係る情報 当該売出し若しくは<u>私売出し</u>の取扱い又は売出し<u>若しくは私売出し</u>を開始するときまで チ (省 略)

改 正 案	現 行
<u>(株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等)</u> 第 16 条の 2 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の私募若しくは私売出しの取扱い又は私売出し（以下「私募等の取扱い等」という。）を行う場合には、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して記載された当該私募又は私売出しに係る情報を取得し、投資勧誘の相手方となる参加者に提供しなければならない。 2 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等を行っているときに、当該私募等の取扱い等に係る投資勧誘の対象でない参加者から、当該株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する注文を受ける場合には、当該参加者に対し、当該株主コミュニティ銘柄に係る私募等の取扱い等が他の投資者向けに行われている旨を説明しなければならない。 3 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等を行った場合には、終了後遅滞なく、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者に、当該私募等の取扱い等が行われた旨の情報を提供し、又は当該参加者が当該情報を閲覧することができる状態に置かなければならない。	(新 設)
<u>(株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例)</u> 第 16 条の 3 第 16 条の規定にかかわらず、運営会員は、株主コミュニティの参加者以外の者（第 9 条第 2 項各号に掲げる者に限る。）に対して、当該株主コミ	(新 設)

改 正 案	現 行
<u>ユニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件とした場合に限り、当該株主コミュニティ銘柄の少人数私募（金商法第2条第3項第2号ハに規定する取得勧誘をいう。）の取扱いを行うことができる。この場合、投資勧誘の相手方となる顧客は、株主コミュニティへの参加前であっても参加者とみなして、第10条、第12条第3項、第14条、第15条、第16条の2第1項及び第31条の規定を適用する。</u> （社内規則及び取扱要領） 第25条 運営会員は、次に掲げる事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。 1～5 （ 現行どおり ） 6 参加者への第14条及び第16条の2に基づく情報提供に関する事項 7～10 （ 現行どおり ） 2～4 （ 現行どおり ） 第9章 上場廃止銘柄の特例 （上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例） 第32条 <u>金融商品取引所により上場廃止とされた株券又は新株予約権付社債券に係る株主コミュニティを組成している運営会員以外の会員は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄について、顧客による売付けに係る投資勧誘を行うことができる。</u> 1 <u>当該株主コミュニティ銘柄に係る一の運営会員から、当該株主コミュニ</u>	（社内規則及び取扱要領） 第25条 運営会員は、次に掲げる事項を社内規則において規定するとともに、社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。 1～5 （ 省 略 ） 6 参加者への第14条に基づく情報提供に関する事項 7～10 （ 省 略 ） 2～4 （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>者に提供すべき情報として運営会員が必要と認める情報</u> 2 <u>運営会員は、第9条第3項第1号、第12条第1項各号、同条第2項各号、同条第3項第3号イからハまで、第13条及び第16条の2第3項に掲げる情報について、取次ぎ等会員に提供することができる。</u> 3 <u>取次ぎ等会員は、当該株主コミュニティ銘柄の売付けを行う顧客に対し、第1号に掲げる書面を交付し、かつ、第2号に掲げる情報を提供したうえで、これらの書面及び情報について十分説明しなければならない(取次ぎ等会員による第1号に掲げる書面の交付及び説明については、第15条及び第31条の規定を準用する。この場合、第15条第1項本文及び第31条に掲げる「運営会員」は「取次ぎ等会員」、第15条第1項本文に掲げる「参加者」は「顧客」と読み替えるものとする。)</u> <u>1 第1項第1号の規定により運営会員から取得した情報を含む契約締結前交付書面</u> <u>2 第1項第3号の規定により運営会員から提供された情報</u> 4 <u>取次ぎ等会員は、第2項の規定により取得した情報を顧客からの求めに応じて提供する場合及び前項の規定により顧客に情報を提供する場合を除き、株主コミュニティ銘柄に関する情報を顧客に提供してはならない。</u> 5 <u>運営会員が第1項及び第2項の規定に基づき情報提供を行う場合は、第12条第3項の規定は適用しない。</u>	

改 正 案	現 行
<u>(取次ぎ等会員による店頭取引)</u> 第 34 条 <u>取次ぎ等会員は、第 32 条第 1 項に基づく投資勧誘を行った結果、当該株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う場合には、同項第 1 号の承諾を行った運営会員に対する取次ぎ等を前提とした店頭取引を行うものとする。</u> 2 <u>取次ぎ等会員が当該株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う場合には、第 10 条、第 18 条及び第 29 条の規定を準用する。この場合、「運営会員」は「取次ぎ等会員」、「当該運営会員が運営する株主コミュニティへ初めて参加する投資者」は「当該取次ぎ等会員との間で初めて株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う投資者」と読み替えるものとする。</u> 3 <u>第 32 条第 1 項に基づく投資勧誘の結果として行われる株主コミュニティ銘柄の店頭取引については、第 17 条の規定は適用しない。</u> 付 則 この改正は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。	(新 設)